

平成29年度

固定資産に関する概要調書

(平成29年1月1日現在)

静岡県経営管理部市町行財政課

目次

総括

1	平成29年度の概要	1
2	納税義務者に関する調	4
3	土地総括表（県計）	6
4	家屋総括表（県計）	8
5	償却資産総括表（県計）	10
6	平成29年度提示平均価額市町一覧表	12

土地に関する調

1	地目別市町明細表	
その1	一般田	16
その2	介在田・市街化区域田	18
その3	一般畑	20
その4	介在畑・市街化区域畑	22
その5	小規模住宅用地	24
その6	一般住宅用地	26
その7	住宅用地以外の宅地	28
その8	宅地（計）	30
その8の2	宅地（農業用施設用地及び生産緑地地区内宅地を除く）	32
その9	鉱泉地	34
その10	池沼	36
その11	一般山林	38
その12	介在山林	40
その13	原野	42
その14	雑種地	44
その15	合計	46

2 市街化区域農地に関する調

その1	田	48
その2	畑	50
その3	合計	52
3	宅地に関する調（法定免税点以上のもの）（県計）	54
4	負担調整措置等による軽減額に関する調	56

家屋に関する調

1 種類別市町明細表

（木造）

その1	専用住宅	60
その2	共同住宅・寄宿舎	62
その3	併用住宅	64
その4	旅館・料亭・ホテル	66
その5	事務所・銀行・店舗	68
その6	劇場・病院	70
その7	工場・倉庫	72
その8	土蔵	74
その9	附属家	76
その10	木造合計	78

（木造以外）

その1	事務所・店舗・百貨店	80
その2	住宅・アパート	82
その3	病院・ホテル	84
その4	工場・倉庫・市場	86
その5	その他	88

その6	木造以外合計	90
(木造・木造以外)		
その1	合計	92
2	新增分家屋に関する調	
(木造)		
その1	専用住宅	94
その2	共同住宅・寄宿舎	96
その3	併用住宅	98
その4	旅館・料亭・ホテル	100
その5	事務所・銀行・店舗	102
その6	劇場・病院	104
その7	工場・倉庫	106
その8	土蔵	108
その9	附属家	110
その10	木造合計	112
(木造以外)		
その1	事務所・店舗・百貨店	114
その2	住宅・アパート	116
その3	病院・ホテル	118
その4	工場・倉庫・市場	120
その5	その他	122
その6	木造以外合計	124
(木造・木造以外)		
その1	合計	126
3	減少分家屋に関する調	
その1	木造合計	128

その2	木造以外合計	130
その3	合計	132
4	家屋に係る課税標準額等に関する調	134
5	法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調	136

償却資産に関する調

1	段階別課税標準額等に関する調（県計）	140
2	決定価格等市町別明細表（法定免税点以上のもの）	142

交付金に関する調

1	市町村交付金に関する調	146
---	-------------	-----

都市計画税に関する調

1	都市計画税に関する調	150
---	------------	-----

記載事項の説明

共通事項

- (1) 「法定免税点」とは、地方税法（以下「法」という。）第351条本文の規定による免税点（土地 30万円、家屋 20万円、償却資産 150万円）をいい、同条ただし書の規定を適用している市町における実際の免税点をいうものではない。
- (2) 「土地に関する調」及び「家屋に関する調」の「単位当たり価格」の欄には、1平方メートル当たりの価格を記載した。

総括

「2 納税義務者数に関する調」

- (1) この調は、固定資産税の納税義務者数を記載したものである。
- (2) 共有の場合は、連帯納税義務者（法第352条の2の場合は、共用土地納税義務者）の数によらず1人とした。

「6 平成29年度提示平均価額市町一覧表」

- (1) この表は法第388条第1項に規定された固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」という。）に基づく平成29年度提示平均価額の一覧表である。

土地に関する調

- (1) 「筆数」の欄には、一つの筆が二以上の地目（小区分を含む。）に該当する場合は、それぞれの区分ごとに1筆として記載した。
例えば1筆の住宅用地が「小規模住宅用地」と「一般住宅用地」とのいずれにも該当する部分を有する場合は、それぞれの区分において1筆として記載した。したがって、各区分の合計は延べ筆数である。
- (2) 「田」の小区分において、「一般田」及び「介在田・市街化区域田」は次により区分した。
ア「一般田」とは、イの「介在田・市街化区域田」以外の田をいう。
イ「介在田・市街化区域田」とは、固定資産評価基準第1章第2節一ただし書又は同章第2節の2の規定を適用して評価した田をいう。
- (3) 「畑」の小区分において、「一般畑」及び「介在畑・市街化区域畑」は（2）の例により区分した。
- (4) 「宅地」の小区分において、「小規模住宅用地」、「一般住宅用地」及び「住宅用地以外の宅地」は次により区分した。
ア「小規模住宅用地」とは、法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地である宅地をいう。
イ「一般住宅用地」とは、法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地のうちアの「小規模住宅用地」以外のものをいう。
ウ「住宅用地以外の宅地」とは、法附則第17条第4号に規定する住宅用地以外の宅地をいう。
- (5) 「山林」の小区分において、「一般山林」及び「介在山林」は次により区分した。
ア「一般山林」とは、イの「介在山林」以外の山林をいう。
イ「介在山林」とは、固定資産評価基準第1章第7節一ただし書の規定を適用して評価した山林をいう。

家屋に関する調

- (1) 「棟数」の欄は、物理的な一棟の家屋をもって計算単位とし、区分所有されている場合であっても一棟として記載した。
- (2) 一棟の家屋の主体構造部について木造部分と木造以外の部分があるときは、木造家屋と木造以外の家屋とに区分し、それぞれ該当する表に記載した。
- (3) 「木造以外の家屋」において、一棟の家屋を2種類以上の用途に供している場合は、次により記載した。
 - ア「棟数」は、主たる用途について1棟とし、主たる用途以外へは記載しない。
 - イ「床面積」は、それぞれの用途に係る床面積を記載した。
 - ウ「決定価格」は、当該家屋の決定価格を該当する用途ごとの床面積であん分した。
- (4) 「2 新增築家屋」には、改築家屋は含まれない。
- (5) 「4 家屋に係る課税標準額等に関する調」中、「課税標準の特例により減額になる額」の欄には、決定価格に1から特例率を減じた値を乗じて得た額を記載した。

償却資産に関する調

- (1) 本調は、法定免税点以上の償却資産について記載した（「1 段階別課税標準額等に関する調」を除く。）。
- (2) 「課税標準額」の欄は、法の規定により課税標準額の特例の適用を受ける償却資産についてはこれらの規定に定める額を、その他の償却資産については法第349条の2に定める額を合計して得た額を記載した。

交付金に関する調

- (1) 「市町村交付金」とは、国又は地方公共団体が所有する固定資産で、国有資産等所在市町村交付金法（以下「交付金法」という。）第2条第1項各号に掲げるものについて、資産を所有する国又は地方公共団体から、資産の所在する市町村に対して交付されるものである。
- (2) 平成29年度分の市町村交付金の対象となる固定資産は、平成28年3月31日現在において国又は地方公共団体が所有するものである。
- (3) 「台帳価格」は、交付金法第7条又は第10条の規定により国又は地方公共団体から所在市町に通知された価格である。
- (4) 「算定標準額」は、算定標準額の特例の適用がないものにあつては台帳価格、算定標準額の特例の適用があるものにあつては台帳価格に資産の区分ごとの特例率を乗じて得た額を記載した。

都市計画税に関する調

- (1) この調は都市計画税を課税している団体について調査したものである。

総括

1 平成29年度の概要

(1) 全般的状況

- ア 固定資産税は、3年に一度の評価替え年度（平成27年度）の翌々年度（第三年度）に当たり、総評価額（法定免税点未満含む）は32,649,037,184千円（前年度比0.6%増）、課税標準額（法定免税点以上）は20,708,279,573千円（1.3%増）となっている。
- イ 市町村交付金は、交付金額が1,463,339千円（前年度比6.9%増）となっている。
- ウ 都市計画税は、調定見込額が40,834,595千円（前年度比0.9%増）となっている。

(2) 固定資産税総評価額（法定免税点未満を含む）の動向

総評価額の内訳は、土地は19,272,719,153千円（前年度比0.7%減）、家屋は8,896,792,549千円（前年度比2.5%増）、償却資産は4,479,525,482千円（前年度比2.4%増）となっている。

土地は最近の地価動向を反映し減少となっている。家屋については据置年度のため増加している。

償却資産については、市町決定分は増加し、総務大臣が価格を決定したもの及び都道府県知事が価格を決定したものは減少した。

なお、地方税法743条第1項の規定により大規模償却資産として県知事が価格を決定したものは、平成23年度以降対象資産がない。

(3) 固定資産税課税標準額（法定免税点以上）の動向

課税標準額の内訳は、土地は7,488,526,615千円（前年度比0.8%減）、家屋は8,873,802,199千円（前年度比2.5%増）、償却資産は4,345,950,759千円（前年度比2.7%増）となっている。

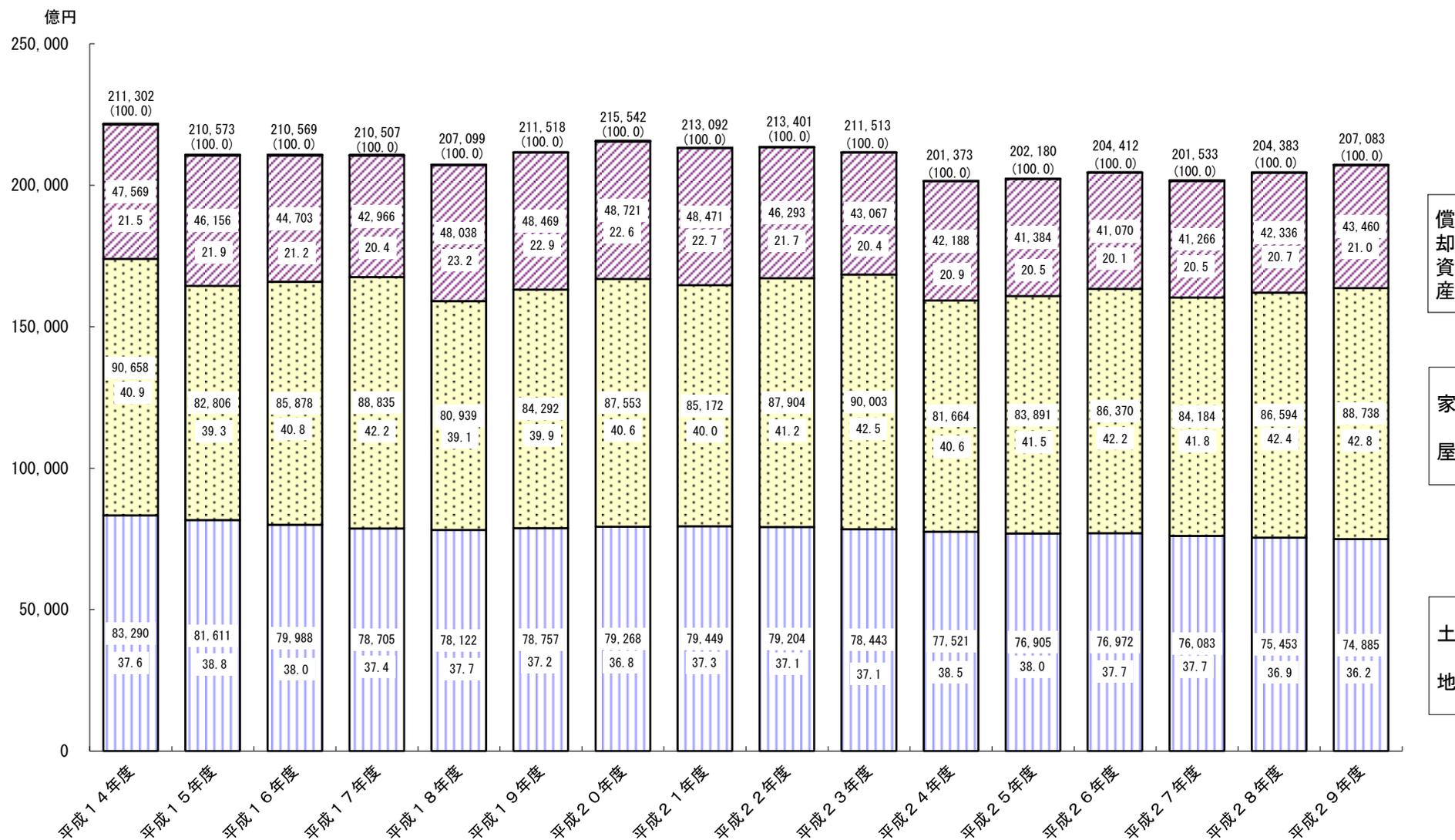
(2) 総評価額(法定免税点未満を含む)の動き

(単位 千円)

区分	年度	(基)3	構成比%	(基)6	構成比%	(基)9	構成比%	(基)12	構成比%	(基)15	構成比%	(基)18	構成比%	(基)21	構成比%	(基)24	構成比%	(基)27	構成比%	28	構成比%	29	構成比%	29/28%	
土地	田	392,537,319	1.9	1,702,409,943	3.1	1,299,127,010	2.7	997,473,246	2.2	747,132,854	1.9	434,087,739	1.3	349,288,180	1.0	283,656,782	0.9	234,669,192	0.7	221,702,179	0.7	207,781,238	0.6	93.7	
	畑	439,750,205	2.2	1,815,132,149	3.3	1,486,233,620	3.0	1,206,684,237	2.7	961,350,662	2.5	710,629,896	2.0	621,354,349	1.8	523,919,514	1.6	446,845,101	1.4	425,734,460	1.3	404,777,726	1.2	95.1	
	宅地	8,827,917,230	43.4	36,176,569,711	65.2	30,569,464,472	62.4	26,955,061,709	60.4	22,583,115,698	57.7	19,096,221,732	54.9	18,948,164,192	54.1	17,910,696,487	54.7	17,401,935,349	53.9	17,280,665,661	53.2	17,194,720,488	52.7	99.5	
	山林	45,262,380	0.2	55,561,447	0.1	66,328,500	0.1	65,681,979	0.1	61,216,115	0.2	57,383,836	0.2	52,419,589	0.1	50,656,082	0.2	50,112,822	0.2	49,663,046	0.2	49,403,819	0.2	99.5	
	その他	606,297,917	3.0	2,745,170,387	5.0	2,262,735,047	4.6	1,973,943,770	4.4	1,730,548,867	4.4	1,483,193,189	4.3	1,536,797,514	4.4	1,470,415,701	4.5	1,436,631,532	4.4	1,425,673,065	4.4	1,416,035,882	4.3	99.3	
	計	100 10,311,765,051	50.7	412 42,494,843,637	76.6	346 35,683,888,649	72.8	303 31,198,844,941	69.9	253 26,083,364,196	66.7	211 21,781,516,392	62.6	209 21,508,023,824	61.4	196 20,239,344,566	61.8	190 19,570,193,996	60.6	188 19,403,438,411	59.8	187 19,272,719,153	59.0	187 19,272,719,153	59.0
家屋	木造	2,383,039,373	11.7	2,783,521,124	5.0	2,998,405,587	6.1	2,979,441,499	6.7	2,914,930,430	7.5	2,869,799,955	8.2	2,946,010,692	8.4	2,879,887,837	8.8	2,984,953,501	9.3	3,087,293,393	9.5	3,192,077,324	9.8	103.4	
	木造以外	3,370,786,103	16.6	4,623,022,137	8.3	5,155,358,213	10.5	5,390,497,688	12.1	5,372,311,307	13.7	5,230,625,982	15.0	5,577,423,709	15.9	5,307,724,837	16.2	5,455,618,046	16.9	5,594,224,814	17.2	5,704,715,225	17.5	102.0	
	計	100 5,753,825,476	28.3	129 7,406,543,261	13.4	142 8,153,763,800	16.6	145 8,369,939,187	18.8	144 8,287,241,737	21.2	141 8,100,425,937	23.3	148 8,523,434,401	24.3	142 8,187,612,674	25.0	147 8,440,571,547	26.2	151 8,681,518,207	26.7	155 8,896,792,549	27.3	102.5	
償却資産	市町長決定分	3,080,451,517	15.1	3,358,542,288	6.1	3,223,494,626	6.6	3,321,926,352	7.4	3,191,659,189	8.2	3,281,693,643	9.4	3,452,176,774	9.9	2,922,023,525	8.9	2,915,748,954	9.0	3,061,285,255	9.4	3,195,591,625	9.8	104.4	
	法第389条関係分	1,204,601,176	5.9	2,190,157,757	3.9	1,949,885,367	4.0	1,748,104,669	3.9	1,558,947,668	4.0	1,646,878,517	4.7	1,518,543,925	4.3	1,404,267,662	4.3	1,343,979,911	4.2	1,315,350,104	4.1	1,283,933,857	3.9	97.6	
	法第743条関係分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,149,383	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	
計	100 4,285,052,693	21.1	129 5,548,700,045	10.0	121 5,173,379,993	10.6	118 5,070,031,021	11.4	111 4,750,606,857	12.1	115 4,928,572,160	14.2	116 4,988,870,082	14.2	101 4,326,291,187	13.2	99 4,259,728,865	13.2	102 4,376,635,359	13.5	105 4,479,525,482	13.7	102.4		
総計	100 20,350,643,220	100	272 55,450,086,943	100	241 49,011,032,442	100	219 44,638,815,149	100	192 39,121,212,790	100	171 34,810,514,489	100	172 35,020,328,307	100	161 32,753,248,427	100	159 32,270,494,408	100	160 32,461,591,977	100	160 32,649,037,184	100	100.6		

(注) 計欄の上段の数値は昭和63年を100とした場合の指数である。年度欄の(基)は、基準年度を指す。

(3) 固定資産税課税標準額(法定免税点以上)の動き



2 納税義務者に関する調

人口：平成29年4月1日現在、住民基本台帳登録人口による

面積：国土地理院「平成28年全国都道府県市区町村別面積調」(平成28年10月1日現在)記載による

(*印のついた市町は、境界未定箇所があるため、参考値を記載)

(各市町の値は四捨五入により小数点第二位で表示しているため、各計と市町面積の合計が一致しない場合がある)

区分 市町名	人口 (イ) (人)	面積 (ロ) (km ²)	人口密度 (イ)/(ロ) (ハ) (人/km ²)	納税義務者数(人)									法定免税点以上 納税義務者 対前年比(%)		
				土地			家屋			償却資産			土地	家屋	償却資産
				総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの			
県計	3,747,423	7,777.4	482	1,293,542	196,848	1,096,694	1,241,942	63,591	1,178,351	137,568	80,500	57,068	100	100	98
市計	3,515,092	6,410.4	548	1,183,237	163,325	1,019,912	1,155,309	57,612	1,097,697	127,181	74,124	53,057	100	100	98
町計	232,331	1,367.0	170	110,305	33,523	76,782	86,633	5,979	80,654	10,387	6,376	4,011	100	100	99

1 静岡市	707,173	* 1,411.9	501	213,169	18,830	194,339	215,006	9,095	205,911	21,366	13,013	8,353	100	101	107
2 浜松市	806,408	* 1,558.1	518	253,908	35,514	218,394	257,732	14,541	243,191	29,776	17,865	11,911	99	101	104
3 沼津市	198,124	187.0	1,060	60,217	6,337	53,880	61,451	2,099	59,352	7,239	4,296	2,943	100	100	102
4 熱海市	37,612	61.8	609	18,562	4,184	14,378	26,999	1,198	25,801	2,002	1,283	719	99	100	103
5 三島市	111,239	62.0	1,794	30,956	2,084	28,872	33,459	1,109	32,350	3,152	1,850	1,302	101	100	103
6 富士宮市	133,989	* 389.1	344	56,996	14,976	42,020	45,592	3,791	41,801	5,152	2,927	2,225	101	101	104
7 伊東市	70,345	124.1	567	48,292	10,374	37,918	40,008	1,229	38,779	2,320	1,477	843	99	100	100
8 島田市	99,761	315.7	316	35,897	4,904	30,993	34,276	2,300	31,976	3,619	2,047	1,572	101	101	115
9 富士市	255,060	245.0	1,041	78,653	4,661	73,992	77,066	3,139	73,927	7,998	4,216	3,782	101	101	104
10 磐田市	170,430	* 163.5	1,043	53,376	4,842	48,534	54,698	2,859	51,839	5,728	2,642	3,086	101	101	105
11 焼津市	140,861	70.3	2,003	45,933	3,382	42,551	45,261	1,506	43,755	5,348	3,093	2,255	100	100	105
12 掛川市	117,685	265.7	443	39,690	6,256	33,434	39,725	2,687	37,038	4,112	1,926	2,186	101	101	114
13 藤枝市	146,233	194.1	754	50,130	4,915	45,215	48,458	2,355	46,103	5,669	3,397	2,272	101	101	103
14 御殿場市	88,797	194.9	456	23,931	3,383	20,548	24,551	1,065	23,486	3,139	1,665	1,474	101	101	103
15 袋井市	87,557	108.3	808	26,518	2,876	23,642	26,402	1,080	25,322	2,773	1,398	1,375	101	101	101
16 下田市	22,477	104.4	215	16,081	6,733	9,348	11,226	927	10,299	1,758	1,315	443	100	100	95
17 裾野市	52,590	138.1	381	19,396	2,588	16,808	15,915	568	15,347	1,498	781	717	101	101	105
18 湖西市	60,306	86.6	697	21,637	4,420	17,217	20,117	1,372	18,745	2,559	1,552	1,007	101	100	103
19 伊豆市	31,625	364.0	87	21,192	7,108	14,084	15,132	1,078	14,054	1,810	1,256	554	99	100	102
20 御前崎市	33,227	65.6	507	11,777	2,855	8,922	11,600	751	10,849	1,911	1,011	900	101	100	120
21 菊川市	47,827	94.2	508	15,907	2,516	13,391	15,468	846	14,622	2,930	1,843	1,087	101	101	102
22 伊豆の国市	49,353	94.6	522	22,886	6,231	16,655	17,602	750	16,852	1,856	1,065	791	100	101	102
23 牧之原市	46,413	111.7	416	18,133	3,356	14,777	17,565	1,267	16,298	3,466	2,206	1,260	100	100	101

区分 市町名	人口 (イ) (人)	面積 (ロ) (千㎡)	人口密度 (イ)/(ロ) (ハ) (人/千㎡)	納税義務者数(人)									法定免税点以上 納税義務者 対前年比(%)		
				土地			家屋			償却資産			土地	家屋	償却資産
				総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの			
24 東伊豆町	12,662	77.8	163	11,589	5,150	6,439	8,292	435	7,857	974	714	260	99	100	96
25 河津町	7,455	100.7	74	5,810	2,523	3,287	3,861	378	3,483	686	507	179	99	100	93
26 南伊豆町	8,574	109.9	78	12,081	7,695	4,386	5,157	633	4,524	885	673	212	99	100	96
27 松崎町	6,921	85.2	81	6,276	3,121	3,155	3,810	606	3,204	552	398	154	100	100	105
28 西伊豆町	8,326	105.5	79	7,470	3,725	3,745	4,851	784	4,067	670	471	199	99	99	95
29 函南町	38,261	65.2	587	17,591	3,252	14,339	14,439	627	13,812	989	570	419	100	101	102
30 清水町	32,690	8.8	3,711	8,387	357	8,030	8,617	245	8,372	1,099	563	536	102	102	104
31 長泉町	42,899	26.6	1,611	11,734	1,069	10,665	10,729	167	10,562	1,181	641	540	100	101	101
32 小山町	18,933	* 135.7	139	7,024	1,675	5,349	6,224	316	5,908	685	334	351	101	100	103
33 吉田町	29,691	20.7	1,432	9,633	974	8,659	9,414	415	8,999	1,330	720	610	100	101	97
34 川根本町	7,185	* 496.9	14	4,886	2,077	2,809	3,824	720	3,104	497	333	164	100	100	100
35 森町	18,734	133.9	140	7,824	1,905	5,919	7,415	653	6,762	839	452	387	100	100	99

3 土地総括表(県計)

※一部市町において、非課税雑種地の用地区分の集計不能により、非課税雑種地の地積(イ)及び筆数(リ)欄について、「その他」として回答。

区分 地目		地積					決定価格					
		非課税地積 (㎡)(イ)	評価総地積 (㎡)(ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(ハ)	法定免税点 以上のもの (ロ)-(ハ) (㎡)(ニ)	(ロ)の 構成比 (%)	総額 (千円)(ホ)	法定免税点 未満のもの (千円)(ヘ)	法定免税点 以上のもの (ホ)-(ヘ) (千円)(ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円)(チ)	(ホ)の 構成比 (%)	
田	一般田	10,673,380	268,632,651	16,608,196	252,024,455	6.6	27,307,810	1,635,625	25,672,185	25,624,155	0.1	
	勧告遊休田	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	
	介在田・市街化区域田	434,053	8,299,380	39,304	8,260,076	0.2	180,473,428	141,793	180,331,635	59,237,927	0.9	
畑	一般畑	20,376,374	579,227,814	49,103,219	530,124,595	14.2	32,203,963	2,475,528	29,728,435	29,687,278	0.2	
	勧告遊休畑	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	
	介在畑・市街化区域畑	276,952	17,514,734	171,720	17,343,014	0.4	372,573,763	711,293	371,862,470	121,302,708	1.9	
宅 地	住宅用地 小規模住宅用地		225,563,179	3,367,398	222,195,781	5.5	8,597,278,849	27,917,823	8,569,361,026	1,427,369,357	44.6	
	住宅用地 一般住宅用地		120,597,591	833,914	119,763,677	3.0	2,951,876,750	3,231,946	2,948,644,804	982,466,233	15.3	
	商業地等(非住宅用地)		215,649,428	434,809	215,214,619	5.3	5,645,564,889	2,595,666	5,642,969,223	3,841,030,953	29.3	
	計	32,905,068	561,810,198	4,636,121	557,174,077	13.8	17,194,720,488	33,745,435	17,160,975,053	6,250,866,543	89.2	
塩田		7,923	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	
鉱泉水地		1,006	6,873	206	6,667	0.0	3,474,099	9,128	3,464,971	3,447,479	0.0	
池沼		4,969,393	9,434,334	217,123	9,217,211	0.2	1,007,922	27,775	980,147	888,197	0.0	
山林	一般山林	980,992,513	2,266,666,390	193,568,101	2,073,098,289	55.5	38,087,390	3,214,785	34,872,605	34,871,467	0.2	
	介在山林	133,018	5,992,587	1,105,629	4,886,958	0.1	11,316,429	1,002,008	10,314,421	7,090,099	0.1	
牧場		488,887	199,276	976	198,300	0.0	5,747	36	5,711	5,711	0.0	
原野		162,497,235	180,243,347	26,429,154	153,814,193	4.4	2,249,813	263,370	1,986,443	1,929,128	0.0	
雑 種 地	ゴルフ場の用地	5,216,677	57,394,134	12,940	57,381,194	1.4	53,803,409	10,878	53,792,531	38,103,715	0.3	
	遊園地等の用地	989,593	5,048,912	8,017	5,040,895	0.1	10,140,526	3,139	10,137,387	7,038,865	0.1	
	鉄道 用地 複合 利用	単体利用	439,210	12,449,034	79,768	12,369,266	0.3	120,440,704	134,154	120,306,550	76,657,081	0.6
		小規模住宅用地		100	0	100	0.0	2,112	0	2,112	352	0.0
		一般住宅用地		0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
		住宅用地以外		278,825	10	278,815	0.0	15,523,598	350	15,523,248	10,097,635	0.1
	計	101	278,925	10	278,915	0.0	15,525,710	350	15,525,360	10,097,987	0.1	
その他の雑種地	267,072,916	109,276,124	4,887,988	104,388,136	2.7	1,209,387,952	2,208,407	1,207,179,545	821,678,275	6.3		
計	273,718,497	184,447,129	4,988,723	179,458,406	4.5	1,409,298,301	2,356,928	1,406,941,373	953,575,923	7.3		
その他		1,657,638,160										
合計		3,145,112,459	4,082,474,713	296,868,472	3,785,606,241	100.0	19,272,719,153	45,583,704	19,227,135,449	7,488,526,615	100.0	

区 分 地 目		筆 数				単位あたり単価			
		非課税 地筆数 (筆)(リ)	評価総 筆数 (筆)(ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆)(ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (筆)(ヲ)	(ヌ)の 構成比 (%)	平均価格 (ホ)/(ロ) (円/㎡)(ワ)		
田	一般田	89,834	394,098	31,266	362,832	6.6	102		
	勧告遊休田	0	0	0	0	0.0	0		
	介在田・市街化区域田	625	19,729	248	19,481	0.3	21,745		
畑	一般畑	108,922	987,626	101,310	886,316	16.4	56		
	勧告遊休田	0	0	0	0	0.0	0		
	介在畑・市街化区域畑	887	64,840	1,578	63,262	1.1	21,272		
宅 地	住宅用地 小規模住宅用地		1,706,105	43,806	1,662,299	28.4	38,115		
	住宅用地 一般住宅用地		1,014,946	17,793	997,153	16.9	24,477		
	商業地等(非住宅用地)		506,683	5,584	501,099	8.4	26,179		
	計	107,479	3,227,734	67,183	3,160,551	53.7	30,606		
塩 田		23	0	0	0	0.0	0		
鉱 泉 地		212	1,831	60	1,771	0.0	505,471		
池 沼		3,948	8,519	559	7,960	0.1	107		
山 林	一般山林	96,657	770,724	138,561	632,163	12.8	17		
	介在山林	423	13,707	4,547	9,160	0.2	1,888		
牧 場		5	171	1	170	0.0	29		
原 野		31,478	157,092	29,009	128,083	2.6	12		
雑 種 地	ゴルフ場の用地	839	17,298	74	17,224	0.3	937		
	遊園地等の用地	973	1,576	60	1,516	0.0	2,008		
	鉄 軌 道 用 地	単体利用	1,996	27,405	147	27,258	0.5	9,675	
		複 合 利 用	小規模住宅用地		1	0	1	0.0	21,120
			一般住宅用地		0	0	0	0.0	0
			住宅用地以外		1,181	1	1,180	0.0	55,675
	計	3	1,182	1	1,181	0.0	55,663		
その他の雑種地	303,807	321,216	28,682	292,534	5.3	11,067			
計	307,618	368,677	28,964	339,713	6.1	7,641			
そ の 他		1,742,695							
合 計		2,490,806	6,014,748	403,286	5,611,462	100.0	4,721		

4 家屋総括表(県計)

区 分		納税義務者数 (人)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり価格 (円/㎡)
木造	総 数		1,325,301	129,647,453	3,192,077,324	24,621
	法定免税点 未満のもの		75,010	3,478,484	4,748,425	1,365
	法定免税点 以上のもの		1,250,291	126,168,969	3,187,328,899	25,262
非木造	総 数		548,951	144,605,074	5,704,715,225	39,450
	法定免税点 未満のもの		10,743	307,576	1,959,464	6,371
	法定免税点 以上のもの		538,208	144,297,498	5,702,755,761	39,521
計	総 数	1,241,942	1,874,252	274,252,527	8,896,792,549	32,440
	法定免税点 未満のもの	63,591	85,753	3,786,060	6,707,889	1,772
	法定免税点 以上のもの	1,178,351	1,788,499	270,466,467	8,890,084,660	32,869
非課税家屋			14,857	6,218,222		

(2) 建築年次区分による家屋に関する調

建 築 年 次						木造家屋		木造以外の家屋		計			
						床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)		
昭和	38	年	1	月	1	日	以前	14,093,084	27,846,780	2,953,525	29,603,382	17,046,609	57,450,162
	38	年	1	月	2	日	～ 昭和 41	2,527,325	12,777,303	2,481,828	26,704,540	5,009,153	39,481,843
	41	年	1	月	2	日	～ 44	3,636,369	26,771,067	4,112,664	44,646,421	7,749,033	71,417,488
	44	年	1	月	2	日	～ 47	5,283,181	54,257,428	6,753,061	81,150,985	12,036,242	135,408,413
	47	年	1	月	2	日	～ 50	6,589,104	93,123,862	8,008,140	128,007,511	14,597,244	221,131,373
	50	年	1	月	2	日	～ 53	6,961,394	104,399,482	6,551,063	125,371,815	13,512,457	229,771,297
	53	年	1	月	2	日	～ 56	7,634,509	115,796,587	7,099,618	146,015,704	14,734,127	261,812,291
	56	年	1	月	2	日	～ 59	6,846,946	106,382,664	7,270,725	180,358,180	14,117,671	286,740,844
	59	年	1	月	2	日	～ 62	6,572,856	103,927,134	9,025,939	258,603,150	15,598,795	362,530,284
	62	年	1	月	2	日	～ 平成 2	7,912,253	135,281,898	11,392,296	377,268,397	19,304,549	512,550,295
平成	2	年	1	月	2	日	～ 5	8,184,896	156,939,584	13,237,270	542,328,743	21,422,166	699,268,327
	5	年	1	月	2	日	～ 8	8,413,521	198,932,933	10,617,128	476,490,390	19,030,649	675,423,323
	8	年	1	月	2	日	～ 11	8,155,591	233,212,230	10,555,794	482,672,530	18,711,385	715,884,760
	11	年	1	月	2	日	～ 14	7,478,392	259,638,676	9,006,912	438,000,601	16,485,304	697,639,277
	14	年	1	月	2	日	～ 17	6,671,560	273,567,209	8,501,715	481,633,726	15,173,275	755,200,935
	17	年	1	月	2	日	～ 20	6,440,327	305,971,749	9,174,699	546,469,116	15,615,026	852,440,865
	20	年	1	月	2	日	～ 23	5,617,067	300,143,507	7,050,849	462,823,483	12,667,916	762,966,990
	23	年	1	月	2	日	～ 26	5,389,139	327,632,512	5,628,929	431,420,307	11,018,068	759,052,819
	26	年	1	月	2	日	～ 27	1,878,555	127,643,978	1,855,016	154,929,795	3,733,571	282,573,773
	27	年	1	月	2	日	～ 28	1,669,788	113,124,973	1,786,967	155,961,642	3,456,755	269,086,615
	28	年	1	月	2	日	～ 29	1,691,596	114,705,768	1,540,936	134,254,807	3,232,532	248,960,575
							(新增分)						
							合 計 (平成29年度総評価額等)	129,647,453	3,192,077,324	144,605,074	5,704,715,225	274,252,527	8,896,792,549

5 償却資産総括表(県計)

区 分 種 類		決定価格 (千円)	課税標準額 (イ)(千円)	(イ)の 構成比 (%)	課税標準額の内訳	
					課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (ロ) (千円)	(ロ)以外のもの (千円)
を市 町長 がた た価格 の等	構 築 物	746,218,740	722,325,246	16.6	20,690,890	701,634,356
	機 械 及 び 装 置	1,901,707,262	1,838,997,441	42.3	96,099,587	1,742,897,854
	船 舶	16,249,089	9,157,184	0.2	5,445,132	3,712,052
	航 空 機	828,640	828,640	0.0	-	828,640
	車 両 及 び 運 搬 具	24,175,301	23,744,817	0.5	275,802	23,469,015
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	506,412,593	506,015,834	11.6	652,680	505,363,154
	小 計	3,195,591,625	3,101,069,162	-	123,164,091	2,977,905,071
法 九第 三第 百八 十	総務大臣が価格等を 決定し、配分したもの	1,241,372,457	1,204,657,529	27.7	-	-
	県知事が価格等を決 定し、配分したもの	42,561,400	40,224,068	0.9	-	-
	小 計	1,283,933,857	1,244,881,597	-	-	-
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの		-	-	-	-	-
合 計		4,479,525,482	4,345,950,759	100.0	-	-
同 上 内 訳	市 町 分 の 額	-	4,345,950,759	100.0	-	-
	県 の 額	-	-	-	-	-

6 平成29年度提示平均価額市町一覧表

(単位:円)

市町名		土 地					
		田 (千㎡当たり)	畑 (千㎡当たり)	宅地 (㎡当たり)	山林 (千㎡当たり)		
1	静岡市	82,592	47,679	※	59,862	9,653	
2	浜松市	101,244	60,419		31,148	※	20,665
3	沼津市	91,351	42,702		49,829		21,664
4	熱海市	-	47,772		23,596		20,489
5	三島市	109,308	38,044		59,701		20,055
6	富士宮市	89,622	30,253		20,254		15,920
7	伊東市	78,041	37,623		14,244		16,612
8	島田市	104,619	62,050		25,713		20,984
9	富士市	91,909	47,615		32,361		18,989
10	磐田市	103,281	76,839		21,352		25,646
11	焼津市	100,842	55,258		25,982		17,088
12	掛川市	111,709	※	69,998	16,849		25,965
13	藤枝市	98,866	48,348		32,783		19,359
14	御殿場市	74,727	34,017		27,202		16,428
15	袋井市	※	107,793	59,971	20,132		26,858
16	下田市	110,090	48,093		19,375		14,979
17	裾野市	100,432	35,590		29,899		13,565
18	湖西市	114,755	74,703		19,423		24,953
19	伊豆市	120,415	56,318		15,535		20,264
20	御前崎市	105,063	80,575		9,605		28,658
21	菊川市	98,641	63,260		15,514		26,795
22	伊豆の国市	121,958	47,982		31,783		21,862
23	牧之原市	111,178	70,703		12,663		28,815

(単位:円)

市町名	区分	土 地			
		田 (千㎡当たり)	畑 (千㎡当たり)	宅地 (㎡当たり)	山林 (千㎡当たり)
24	東伊豆町	85,517	37,551	13,679	16,928
25	河津町	84,715	41,264	13,419	17,377
26	南伊豆町	93,961	41,300	9,206	15,878
27	松崎町	88,161	36,713	14,226	15,098
28	西伊豆町	96,943	46,020	17,086	16,930
29	函南町	117,699	48,193	27,643	24,178
30	清水町	104,242	77,353	62,709	23,601
31	長泉町	90,461	41,040	55,179	14,730
32	小山町	81,990	27,322	14,552	12,711
33	吉田町	121,992	80,123	18,010	28,497
34	川根本町	82,177	43,533	5,293	15,946
35	森町	107,352	54,215	12,016	23,012

(注1)「提示平均価額」とは、固定資産評価基準による適正な評価の実施及び市町村間での評価の均衡を確認するため、市町村内のすべての土地に係る評価の見込額を各市町村の総地積で除して求めるもので、市町村長が報告した基礎数値に基づき、指定市町村にあつては総務大臣が、指定市町村以外の市町村にあつては都道府県知事が算定し、市町村長に通知するものである。

(注2)表中の※は、「指定市町村」を表す。「指定市町村」とは、田・畑・山林にあつては都道府県において地形及び利用条件等が標準的な市町村、宅地にあつては都道府県庁所在地の市とされている。